

第3回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日 時：平成26年3月18日（火）16時～

場 所：神戸市役所4号館1階 危機管理センター会議室

1. 国の省令策定の動きについて

2. 市の条例案の基準について

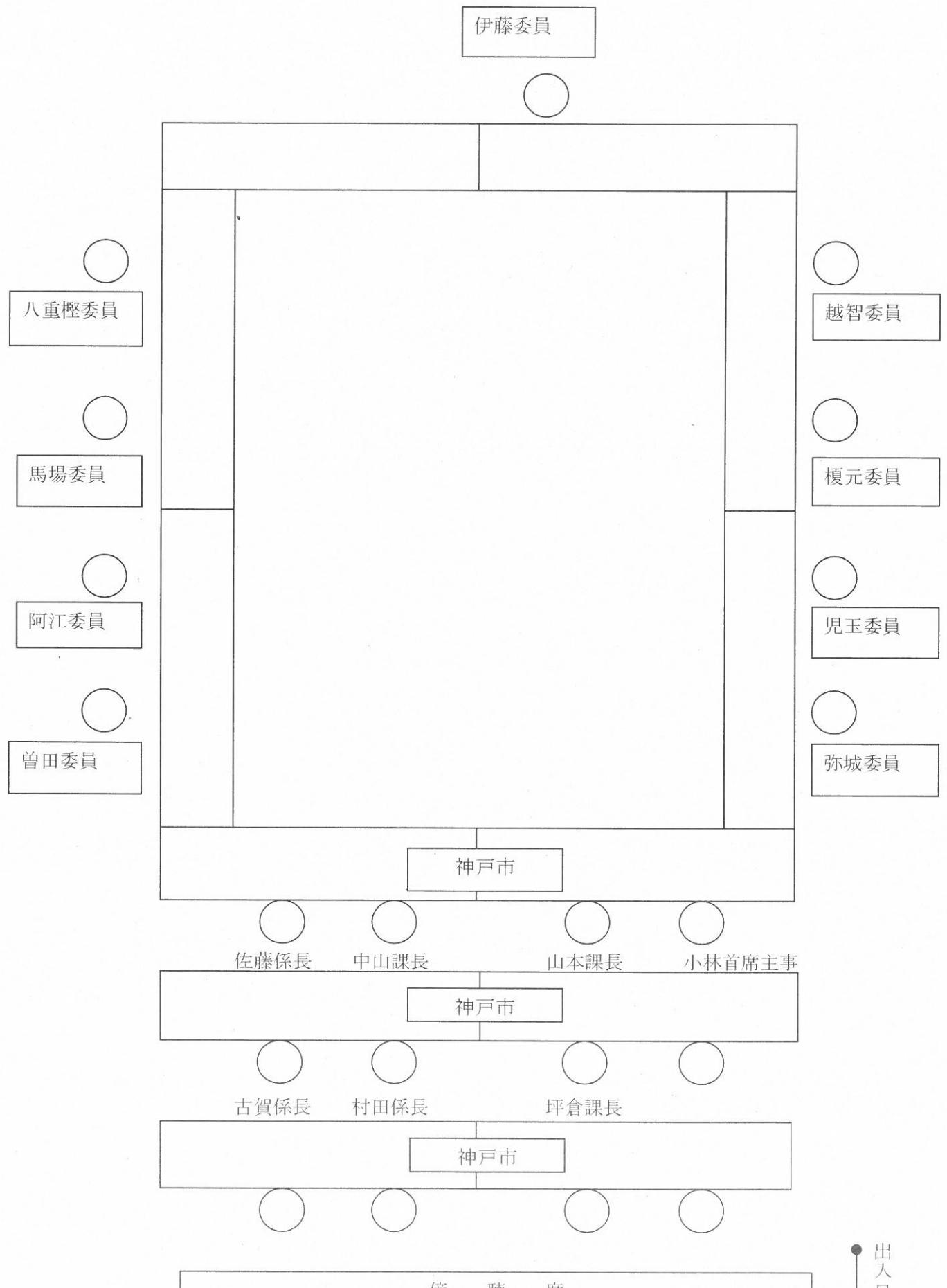
- (1) 従事する者 【従うべき基準】
- (2) 児童の集団の規模 【従うべき基準】
- (3) 員数 【参酌すべき基準】
- (4) 施設・設備 【参酌すべき基準】
- (5) 開所日数・開所時間 【参酌すべき基準】
- (6) 運営規定 【参酌すべき基準】
- (7) 事業の対象範囲

3. その他

(配付資料)

- ① 座席表
- ② 委員名簿
- ③ 国の省令（案）の骨格について
- ④ 検討する項目

座 席 表



神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

学識経験を有する者（2人）

会長	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 伊藤 篤
	福山市立大学教育学部児童教育学科	教授 八重樫 牧子

学童保育事業・学校教育に携わる者（5人）

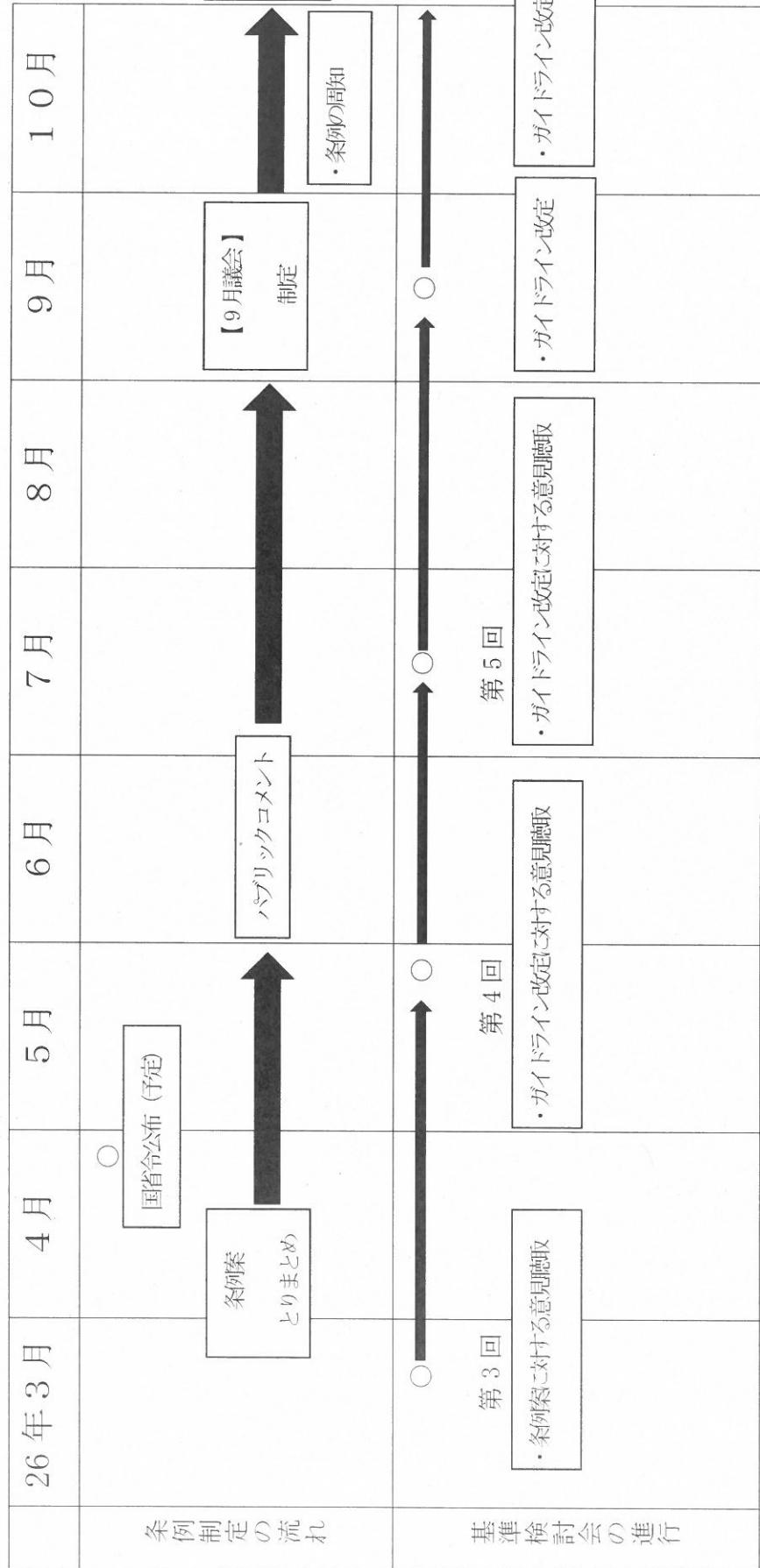
	神戸市民間児童館協議会	馬場 一郎
	神戸市社会福祉協議会児童館長会	代表幹事 阿江 真由美
	神戸市学童保育連絡会	会長 曽田 和徳
	神戸市子ども・子育て会議 (特定非営利活動法人 S-p a c e 理事長)	委員 越智 正篤
	神戸市小学校長会	幹事 榎元 十三男

行政関係者（2人）

	こども家庭局子育て支援部	部長 児玉 成二
	教育委員会事務局総務部	担当部長 弥城 正幸

委員 9人

条例施行に向けたスケジュール



国の省令（案）の骨格について

・基準の法定

児童福祉法 第三十四条の八の二（抜粋）

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

○省令の項目（案） 未定稿

概 要	従う or 参照
・ 趣旨（従うべき基準、それ以外の基準を規定）	-
・ 最低基準の目的	-
・ 最低基準の向上	-
・ 最低基準と放課後児童健全育成事業	-
・ 放課後健全育成事業者の一般原則	参照
・ 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参照
・ 放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	参照
・ 職員の知識及び技能の向上等	参照
・ 設備の基準	参照
・ 職員	従う（第4項を除く）
・ 児童を平等に取り扱う原則	参照
・ 虐待等の禁止	参照
・ 衛生管理等	参照
・ 運営規程	参照
・ 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参照
・ 秘密保持等	参照
・ 苦情への対応	参照
・ 開所時間及び日数	参照
・ 保護者との連絡	参照
・ 関係機関との連携	参照
・ 事故発生時の対応	参照
●施行期日 ●職員の経過措置	

※この省令（案）は、現時点での仮案であり、今後の法制審査等の結果、変更があり得る。

○從事する者【従うべき基準】

省令案

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全体事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。

放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

条例の基準案

省令案のとおりとする

市の基準（ガイドライン）	
現行	P4,5
放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、 <u>次のような資格保持者・経験者等が望ましい。</u>	補助員は、放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、放課後児童支援員と同等の知識・経験を持った者が望ましい。
ア、厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」	
イ、特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第38条第2項第4号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者	
ウ、障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に2年以上従事した者	
エ、設置主体が定める研修を受講する者	
市の考え方	
放課後児童支援員については省令で定められた基準が適用されるが、補助員については特に定めがないため水準を確保維持できるようガイドラインに定める。また、設置主体は研修の確保に努め、放課後児童支援員及び補助員の知識及び技能の向上に努める必要がある。	
前回までの主な委員意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・指導員は学校、地域、親との関係があり、いろんなことを総合的に判断しなければいけない。 ・専門的な資格制度が今後必要である。資格制度により指導員の地位も向上し、継続して働くことができるように環境が整っていく。 ・指導員には非常に質の高さが求められる。そのためにも裏付けが必要である。 ・資格があいまいといいうことではなく、資格があつても不適な場合もある。 ・地域で資格のない人も大事な存在である。 	

- ・地域で見守ることが大事で、小さいころから関わる頃の見える関係が非常に重要。
- ・指導員には固有の知識や経験が必要だ。今の市の基準でよいと思うが、将来的には資格制度をつくっていく必要がある。全国的にはNPO法人が民間資格をつくっているところもある。
- ・「児童の遊びを指導する者」は、随分幅が広い。
- ・資格はないよりあった方がよいが、地域の実情に応じた経験や体験のようなものも非常に大事だ。学校などと連携がとれることも大事であり保護者とも適切に連携がとれる必要がある。設置主体が一緒に学び合えるよう、自分たちの経験を交流することがいい研修になる。
- ・研修を推奨よりも強く、基準化する方向もあり得る。
- ・資格で縛ると人の確保が難しくなり、指導員が見つからず安全面で手が届かないことになる。

○児童の集団の規模【参考すべき基準】

省令案	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われる물을いい、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。
条例の基準案	
省令案のとおりとする	
市の基準（ガイドライン）	
適正な人数規模	児童の集団の規模
児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、1 クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、1 クラブ当たり最大 70 人までとする。ただし、現状で超えているところについては、設置主体が中心となり分割等を行い段階的に改善する。	おおむね 40 人を超える放課後児童健全育成事業所については、複数の支援の単位に分けて対応するよう努めること。
市の考え方	これまでの厚生労働省の方針に従い最大人数を 70 人として定めていたが、このたび示された児童の集団の規模を受けて、最大人数の考えは省令には盛り込まれない見込み。ただし、人数に応じて職員体制を確保し、児童の安全指導には配慮するとともに、1 人当たりの面積基準をもとに、児童の環境改善には引き続き取り組んでいく。
前回までの主な委員意見	
	<ul style="list-style-type: none">・集団づくりから 40 人は適当である。登録している子どもの人数で考えるのが基本である。・70 人を分けるのも精いっぱいである。40 人規模では施設整備がとても大変になる。なぜ 40 人が適当かわからない。・学童が過密化しているところは学校としても大規模で児童数が多い。運動場に仮設校舎を建設し対応しているところもある。40 人は目標として良いと思うが、ハードルを上げるのがどうかは財源の問題もある。場所の確保のためには、その他の社会資源の活用も考えるようにしてほしい。

ないといけない。

- ・70人でもまだ大規模施設が解消されていないのに、いきなり40人といふのはどうか。
問題はスペースである。ぎゅうぎゅう詰めで子どもとの遊びや生活の場として本当に適切なのか。新たなものをつくらなければいけないとすれば、それだけのお金が必要になるのでかなり厳しい。
- ・40人を目指すという姿勢を示さなければならない。
- ・子どもたちの活動の中で2つのクラスワークをするのは難しい。担任意識みたいなものを子どもたちに持つてもらうことは可能だが難しい。
- ・学童登録しているすべての子どもたちについて日々の状況なども把握しており、平均という考え方にはなじまない。
- ・平均利用人数で指導員配置人数を決めると、年間通じて指導員が足りない時期と多い時期の時間的なずれができる。実態にそつた算出方法を考えなければならない。
- ・3年生になっても利用日数を減らしつつも登録している子どもが多い。
- ・国が示す40人は来ている子どものことである。来ている子を見るという考え方でよい。登録者数で対応すると指導員雇用や施設設備などがより大変になってくる。
- ・指導員の数が1人増えるか減るか微妙なラインにあるときは、平均利用人数で見ることに不安がある。

○員数【従うべき基準】

省令案	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全体事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>1 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもつてこれに代えができる。</p> <p>2 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>		
条例の基準案			
省令案のとおりとする。			
市の基準（ガイドライン）	現行	P5	改正案
条例の基準案	<p>ア. 施設長、またはその役割を果たす指導員1人を常勤で配置する。</p> <p>イ. 上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。</p> <p>イ. 上記のアに加え、支援の単位ごとに専任の放課後児童支援員を次 のとおり配置する。</p> <p>(ア)児童数19人以下の場合には指導員1人以上</p> <p>(イ)同20人以上の場合には指導員2人以上</p> <p>立. 障害のある児童を受け入れるとときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。</p> <p>ただし、その支援の単位ごとに1人を除き、補助員をもつて代えること ができる。</p>		
市の考え方	<p>支援の単位の職員配置は、2人以上の配置を原則としながら、配置基準については、これまで取り組んできた市の基準を尊重する。</p>		

前回までの主な委員意見

- ・児童数にかかわらず常勤で有資格者の専任指導員を2名以上配置すべきである。あわせて、児童数が20人を超えたなら3人、30人を超えたなら4人としてはどうか。
- ・地域の方は資格を持つておらず市の研修を受けている方が多い。
- ・専任で2人を配置するのはかなり厳しい。

○施設・設備【参考すべき基準】

省令案	放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		
条例の基準案			
省令案のとおりとする			
市の基準（ガイドライン）			
	現行 P6	改正案	
公設（集団遊びをするスペースを含め、1人当たり 2.31 m²以上 ）、民設（1人当たり 1.98 m²以上 ）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のよう ^に に集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり 2.31 m²以上 を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり 1.98 m²以上 を確保する。	集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり 2.31 m²以上 、集團遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり 1.98 m²以上 の確保を目指して取り組んでいく。	また、児童の活動は様々な場所での活動へ広げていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、運動場などの学校施設や公園等）の活用も積極的にはかかる。	今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。
市の考え方	放課後児童クラブの専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点となるため、最低基準となる省令に従いながら、市としての方向性として、ガイドラインに明記する。		

前回までの主な委員意見

- ・基準を定めることで、施設によって差が出てくるのではないか。
- ・スペース的な問題や過密状況で子どもたちもストレスを感じるのではないか心配。
- ・現状で静養スペースの確保ができるのか。
- ・市の基準が国の報告より高くなっているので、このままでよいのでは。
- ・現状で 1.65 m^2 以下のところがある。児童館は共有部分がかなりあるのでよいが、学童保育専用施設は共有部分がないので 1.65 m^2 が出てきている。今後さらにニーズが増えてくる中で、児童館ではない学童保育施設をつくっていくことになると難しい状況になる。

○開所日数・開所時間【参考すべき基準】

省令案	放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業一日につき八時間 二 小学校の授業の休業の休業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業一日につき三時間 2 放課後児童健全育成事業者は、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。		
条例の基準案	省令案のとおりとする		
市の基準（ガイドライン）	現行	P4	改正案
① 開設日	① 開設日	平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。	平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。
② 開設時間	② 開設時間	開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時までを目安とする。 校休業日は午前9時から午後6時までを目安とする。 さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。	開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時までを目安とする。

市の考え方

これまでの基準により省令のとおりとする。ただし、現在の基準にはさらなる延長も検討するがあり、委員意見を踏まえ積極的に延長に取り組むため、ニーズ調査の結果を踏まえ目安となる時間を記載する。

前回までの主な委員意見

開所日数

- ・現状では平日、土曜日、長期休業日に開所している。250日は完全にクリアしている。
- ・国とほぼ同じなので問題はない。

開所時間

- ・18時延長はお迎えを条件としており、帰宅時間が18時に間に合わなければ、子どもは17時に帰る。子どもが一人で過ごすことになるのが健全育成としてどうか。
- ・保育所では延長保育がある。延長してほしいニーズはある。
- ・市の基準を原則としてよい。労働実態に合わせたら19時延長は必要だと思うが、基本はこれでよい。
- ・学校休業日の開始時間も早く預けたいというニーズがある。
- ・開始時間は8時半で構わない。
- ・学校に行っている感覚としては開始時間は8時前後である。
- ・早く帰るのが健全育成であるという考えが怖い。お迎えなどの現状を考えたときにそれが本当にいいのか。どこの施設を使っていても同じである。
- ・子どもが家に戻ったときの家庭の状況が、全て親のいる状況ではないことへの配慮が必要である。

○運営規定【参考すべき基準】

省令案

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 事業の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営に関する重要事項

条例の基準案

五〇「利用定員」とあるのは、「施設の規模」とする。

市の考え方

これまで本市では子育てサービスとして利用定員を設けず、必要とする家庭の児童はすべて受け入れるよう取り組み、保護者が安心して就労することができるよう支援してきた。引き続き利用定員は定めず、サービスを維持していく。ただし、1人当たりの面積基準を常時下回ることのないよう、児童の環境改善には取り組んでいく。

前回までの主な委員意見

・神戸市では、すべての希望者を受け入れているので、優先順位は考えなくていいのではないか。

○事業の対象範囲

国専門委員会 報告書 P12

児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、事業等を計画的に実施することも、必要とする者が支援を受けるよう整備を進めていくことが必要である。

児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受け入れを義務化したものではない。

児童が放課後を過ごす場としては、多様な居場所があること留意することも必要である。

条例の基準案

(項目なし)

市の考え方

児童福祉法の改正により対象について10歳未満の定義がはずれ、就学児童となつた。ただし、必ずしも6年生までの受け入れを義務化されたものではないとの国の検討内容を踏まえ、個々の事業所の受け入れ体制については、ニーズ調査結果等を含め引き続き検討していくものとする。また、放課後の居場所としては、こどもひろばなどの多様な居場所があることについても留意する。

前回までの主な委員意見

- ・積極的に高学年を受け入れていく形をつくることが必要。
- ・安心・安全の面から4年生以上を預かってほしいという声が多い。
- ・成長の場として異年齢集団でいろいろな刺激を受けながら成長する。
- ・過密施設の多い中、4年生以上の受け入れは神戸市では難しい。
- ・メリット、デメリットがあり、本当に高学年でも学童が必要な子どももいれば、自立していくたいと考えているが親の希望で来ている子どももある。
- ・児童館では一般来館として利用しており、そのような形もある。
- ・受け入れる側も子どもが来たいと思えるものを作る必要がある。
- ・必要とする方を受け入れができるよう、選べることが大事。

- ・高学年になると塾や習い事の利用が増えるが、そういうものを利用しづらい子どももいる。対象となる児童には年齢だけではなく、家庭環境の視点も必要。
- ・ただ受け入れるのではなく、どのような内容の活動をするのかが大切。
- ・高学年の受け入れには、中高生の居場所も考えながら、地域の子どもたちの居場所となるように。
- ・放課後児童クラブの足りないところについては、全児童を対象とした放課後子ども教室の整理も考える必要があるでの放課後子どもクラブ推進委員会とも連携をとる必要がある。
- ・対象年齢が6年生までであることを明記すべきである。
- ・専用面積基準などを定めると優先利用が生まれてくる。

○その他意見

前までの主な委員意見

- ・質の確保にはいろんな意味合いで財源確保が一番大きなポイントになる。それが確保されない限り条例化するのは難しい。
- ・夏休み利用についてのニーズがある。
- ・今回の基準の検討とニーズ調査を踏まえた計画の見込みと確保の対策については運動することなので、ニーズ調査の結果等の情報提供をお願いしたい。
- ・中高生との関わりの中で、学童の時から顔の見える関係が良い方向に動いた。学童保育が終わった後の子どもたちも汲みながら基準を考えていかなければいけない。
- ・子どもにとっての基準を考える必要がある、現状に合わせると議論にならない。
- ・基準づくりには子どもが地域の中でどう発達していくのか。子どもたちや子育て家庭にとつて一番いいのは何かを考えて基準をつくるには理念が必要。
- ・学童保育を行っている施設は、児童館、民間施設、学校それぞれで条件が違う。運営面でも各々やり方は違っている。その現状を条例一律に決めていくのは難しいのではないか。国の基準や今の市の基準を下回ることは難しいが、但書きや目標的に定めるなど、どこまで幅を持たせられるのか、学校施設なら、学童の部分と教育の部分とをどう区分していくのか、運営面をどうするのか、今後、議論が必要だ。
- ・生活の場としてホッとできる場をつくる必要があり、学校施設であっても学童保育を実施するときは生活支援であることをしっかりと受けとめる必要がある。